

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月18日

札幌市教育委員会
教育長

山根直



札幌市教育委員会規則第2号

札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則の一部を改正する規則
札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則（平成29年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式3から様式5までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。